

令和 5 年度

清須市成年後見支援センター基本指針・運営指針

清須市

I 方針策定の趣旨

この「清須市成年後見支援センター基本指針・運営指針」は、成年後見支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、成年後見支援センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的とする。

II 成年後見支援センターの意義・目的

- 1 センターは、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が成年後見制度を利用し、一人の人間としてその意思や尊厳を尊重し、本人の権利行使や権利を護り実現することを支援します。
- 2 センターは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関として設立します。
- 3 センターの設立責任主体は清須市（以下「市」という。）であることから、市はセンターの設立目的を達成するための体制整備等に努め、その運営に適切に関与する。
- 4 市が設置する成年後見支援センター運営協議会は、センターの運営及び体制に関すること、清須市成年後見制度利用促進基本計画に関すること、関係機関との連携、調整に関することについて協議する機関としての役割を発揮することにより、適切、公平かつ中立的なセンターの運営を確保する。

III 運営上の基本的考え方や理念

1 公益性の視点

- (1) センターは、市の福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- (2) センターの運営費用は、市民の負担する公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行う。
- (3) センターと市は、連携のための連絡会議を定期的に行う。
- (4) センターは、市が行う成年後見支援センター運営協議会への出席、報告、説明等への協力を行う。

2 地域性の視点

- (1) センターは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（中核機関）であるため、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

3 協働性の視点

- (1) 「チーム」による権利擁護支援
権利擁護支援が必要な人を中心に本人の状況に応じて本人に身近な親族や地

域、保健、福祉、医療の関係者などが協力して日常的に本人を見守り、意思及び選好や価値観を継続的に把握することで必要な権利擁護支援の対応を行う。

(2) 「協議会」の体制づくり

法律、福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力し「チーム」を支えることができる体制づくりを進める。

IV 業務推進の指針

1 共通事項

(1) 事業計画策定

ア 認知症高齢者、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳取得者が増加見込みである中、清須市における成年後見制度の利用の必要性が高まっているが、成年後見制度の利用者数は近年横ばいであり、制度があまり利用されていない状況にある。

センターは、成年後見制度の利用の促進を図り、権利擁護支援が必要な人が地域で尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるよう支援する必要がある。令和5年度は、センターの設立年度であることから市民、関係団体、関係機関への制度の普及、周知等の広報、啓発活動に重点を置くこととする。

イ センターの基本姿勢を表わすものとして年間の「事業計画」を策定し、住民に対しても分かりやすく周知する。

(2) 設置場所

名称	住所	区域
清須市成年後見支援センター	清須市一場古城604番地15 清須市清洲総合福祉センター内	市内全域

(3) 人員配置

センターの職員体制は2名程度とし、社会福祉士もしくは社会福祉士に準ずる者を配置する。

※社会福祉士に準ずる者

高齢者、障害者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

(4) 職員の姿勢

センターの業務は、地域に暮らす認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の財産や権利を保護し、住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、職種や経験年数に応じて必要な知識、技術の習得を目的とした内部及び外部研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容を全職員に通達、共有することにより、センター全体のスキルアップを図る。

プに努めながら、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行する。

(5) 地域との連携

尊厳のある本人らしい生活の継続、地域社会への参加のためには、地域の福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、地域住民等の協力が必要である。日頃から成年後見制度の周知を図り、本人を取り巻く地域と連携を図ります。

(6) 関係機関との連携

国、県からの情報把握に努めるとともに会議や研修会等に積極的に参加し、近隣自治体とも情報共有することで、相談、協力体制の構築を図る。

また、後見人候補者の適切な推薦、後見人への支援ができるよう家庭裁判所とも情報共有等に努める。

虐待や消費者被害等の事案が発生した場合や本人の意思決定支援、身上保護等においては弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体との連携が不可欠であることから後見人等の受任調整がスムーズに行えるよう、地域連携ネットワークへの参加を働きかける。

(7) 緊急時の体制

センターの開設時間外においても、緊急時に連絡が取れるよう連絡体制や連絡網などを整備する。

(8) 書類の整備

センターは高齢者等の継続的な支援を重視し、心身の状況の変化等に合わせた適切な対応が図れるように努め、その経過について記録を行う。また、地域包括支援センター、障がい者サポートセンター清須等から受けた相談事例についても、内容を整理・分類を行い、経年的に件数の把握を行う。相談記録や関係文書などの情報を適切に管理し、保管すること。

(9) 広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、業務への理解と協力を得るために出前講座やパンフレット、清須市、社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等を利用して様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に周知する。

(10) 個人情報の保護

センターは、個人情報保護に関する責任者（常勤）を1名配置し、個人情報が漏えいした場合の対応など必要な事項を定めた個人情報保護マニュアルを作成する。相談者等の個人情報の保護については、業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守する。万が一情報漏えいをした場合、またはその疑いがある場合は、市に速やかに報告する。

(11) プライバシーの確保

センターの業務は、その性格上、利用者のプライバシーに関わる内容となるため、相談時等においては相談者のプライバシーが確保される環境を整備する。

(12) 苦情対応

センターは苦情対応窓口を設置し、センターに対する苦情を受けた場合には、その内容や対応策等を記録し、センターとして迅速かつ適切な対応を行うとともに、市に報告する。

(13) 窓口機能の強化

センターの業務全般を効果的に推進するため、住民からの多種多様な相談に対応し、必要に応じてセンター間の職員・関係機関との連携を図るなど住民が相談しやすい環境を整備する。

2 業務内容

センターは認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力の不十分な人に対し、成年後見制度の利用を促進し、権利擁護の充実を図れるよう地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関である。判断能力の不十分な高齢者、障がい者等が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークの構築を推進し、地域連携ネットワーク関係者の連携、協力関係を強化する。

(1) センター開設準備業務

センターの開設は令和5年6月1日とする。

ア 開設のための事務所確保等の施設整備、PC、電話、FAXの設定、看板等を設置する。

イ 業務スケジュールを作成し、先進地への研修参加、視察を行うなど、専門的な知識の構築に努める。

ウ 開設日までに、民生委員定例会、出前講座、市、社会福祉協議会広報紙、ホームページ、パンフレットの配布等で市民、関係機関へセンターの開設を周知する。

(2) 広報・啓発業務

センター開設後も、センター開設の周知、成年後見制度周知、制度理解を推進する。

ア 出前講座の開催

地域の会合、ブロック社協、寿会、心身障害者福祉協会、サロン活動、ボランティア活動などの機会に出前講座を開催する。

イ 広報媒体を通じた啓発

市広報紙、社協だよりでの広報や市、社会福祉協議会のホームページで周知を図る。

ウ センター開設イベント

市民、関係団体向けに成年後見制度啓発講演会を開催する。

(3) 相談業務

ア センター窓口、電話、訪問での相談受付

イ 個別訪問による状況調査

支援が必要な高齢者等の状況を調査し、実態を把握する。

ウ 権利擁護支援のニーズ確認

本人、親族、関係者等からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、センターと専門職とが役割分担や連携を行い、権利擁護支援のニーズ確認と必要な支援へのつなぎを行う。成年後見制度の利用が必要な場合、家族への制度理解、申立手続きの書類作成等の支援を行う。

(4) 成年後見制度利用促進業務

ア 成年後見人受任者調整（マッチング）支援

支援検討会議を開催し、個別ケースについての市長申立等の支援方針を決定する。また、個別のケースに応じた後見人の職種を決定し、愛知県弁護士会、愛知県司法書士会、愛知県社会福祉士会に対して推薦依頼を行い、後見人の受任者調整を行う。

イ 家庭裁判所との連携

事前に調整した後見人がスムーズに選任されるよう家庭裁判所と連携を図る。

ウ 日常生活自立支援事業等の関連制度からのスムーズな移行

権利擁護が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う。既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わるチーム会議を開催する。

現在利用している日常生活自立支援事業等の制度から成年後見制度へスムーズに移行できるようチーム会議において、適切に対応する。

(5) 後見人支援業務・不正防止効果

ア 親族後見人等への支援

親族後見人等の日常的な相談に応じるとともに、法的な権限を持つ後見人と本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し、適切に対応できるよう支援する。また、家庭裁判所とも連携を図り、後見人の支援を行う。

イ 不正防止のための制度周知

不正防止のため、金融機関へ制度周知を行い、情報提供等の協力を求めます。また、成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足、知識不足から生じるケースが多くなっていることから地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備します。

3 センターにおいて開催する会議

(1) チーム会議【年随時開催】

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う。既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ法律・福祉の

専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。

メンバー：家族・親族・ケアマネジャー・介護サービス事業所・後見人・医療機関関係者・福祉機関関係者・民生委員・地域包括支援センター職員・基幹相談支援センター職員・市職員（必要に応じ、弁護士・司法書士・社会福祉士等）

(2) 支援検討会議【年複数回開催】

市長申立て等の支援方針の決定、個別ケースの成年後見人受任者調整、申立支援等を行う。

メンバー：弁護士・司法書士・社会福祉士・医療機関関係者・福祉機関関係者・地域包括支援センター職員・基幹相談支援センター職員・市職員